様式第１（第３条、第４条、第５条、第６条、第７条関係）
第１表

ガスの販売量

１供給地点当たり月平均販売量(a1)×供給地点数(a2)×12＝ガスの販売量（A）

（ａ１）	（ａ２）	（A）
m^3／月		m^3／年

第２表

有形固定資産投資額

	項目＼特定製造所別	1	2	計	備考
土地	取得年月日	年　月　日	年　月　日		
	取得面積（b1）	m^2	m^2	m^2	
	取得価額（b2）	円	円	円	
	１m^2当たり取得価額（b2/b1）（b3）	円／m^2	円／m^2	円／m^2	
	所要面積（b4）	m^2	m^2	m^2	
	土地投資額（b3/b4）	円	円	（B①） 円	

	項目＼投資額内訳		１供給地点当たり投資額（円）	供給地点数	投資額①（円）	投資額②（円）
建物及び償却資産	建物					－
	構築物					－
	集合装置				－	
	容器					－
	導管 共同住宅	導管取替（B④）			－	
	導管 共同住宅	上記以外			－	
	導管 単独住宅	導管取替（B⑤）			－	
	導管 単独住宅	上記以外			－	
	メーター					－
	備品					－
	車両（B⑥）					－
	投資額①計（B②）					－
	投資額②計（B③）				－	
	小計　B⑦（＝B②＋B③）					
合計　B（＝B①＋B⑦）						

（注）１．当該供給地点群に係る特定製造所が３以上の場合は、２の右に欄を追加して記載すること。
２．取得時期の異なる建物及び償却資産を有する場合は、取得時期ごとに欄を設けて記載すること。
３．「導管取替」欄は、原価算定期間中の導管の取替えに係る投資額を記載すること。
４．消費税法（昭和63年法律第108号）第９条第１項の規定により納税義務を免除された事業者（以下「免税事業者」という。）にあっては、建物及び償却資産について、１供給地点当たりの投資額に消費税等相当額を加算し、投資額を算定すること。

第３表

営業費項目別算定明細表

（１）原料費

ガスの販売量（A）÷産気率（ｃ１）＝原料の数量（ｃ２）

（A）	（ｃ１）	（ｃ２）
m^3／年	m^3／kg	kg／年

原料購入単価（ｃ３）　×　原料の数量（ｃ２）　＝　原料費（C）

（免税事業者）

原料購入単価（ｃ３）　×　原料の数量（ｃ２）×（１＋消費税等税率）＝原料費（C）

（注）消費税等税率 ＝ 消費税法に規定する消費税率 ×（１＋地方税法に規定する地方消費税率）

（ｃ３）	（ｃ２）	（C）
円／kg	kg／年	円

（注）原料購入先及び購入単価を説明する資料を添付のこと。

（２）労務費

１供給地点当たり所要人数（ｄ１）×　供給地点数（ｄ２）　＝　所要人員数（ｄ３）

（ｄ１）	（ｄ２）	（ｄ３）
人		人

１人当たり年間平均労務費（ｄ４）×所要人員数（ｄ３）＝労務費（D）

（ｄ４）	（ｄ３）	（D）
円	人	円

（３）修繕費

建物及び償却資産投資額（B⑦－B④－B⑤）　×　修繕費率（ｅ1）　＝　修繕費（E①）

（免税事業者）

建物及び償却資産投資額（B⑦-B④-B⑤）×修繕費率（ｅ１）×（１＋消費税等税率）　＝　修繕費（E①）

（B⑦－B④－B⑤）	（ｅ１）	（E①）
円		円

導管取替に係る投資額（B④＋B⑤）　×　修繕費率（ｅ２）　＝　修繕費（E②）□

（免税事業者）

導管取替に係る投資額（B④＋B⑤）　×　修繕費率（ｅ２）　×（１＋消費税等税率）＝　修繕費（E②）

（B④＋B⑤）	（ｅ２）	（E②）
円		円

修繕費（E）（E①＋E②）	円

（４）租税課金

（固定資産税）

〔土　地〕

標準所要面積の範囲内の面積に係る固定資産税評価額（ｆ１）　× 地方税法に定める標準税率（ｆ２）　＝　土地に係る固定資産税（F①）

（ｆ１）	（ｆ２）	（F①）
円		円

（注）ｆ１は、土地投資額B①を基に算定した額とする。

〔建物及び償却資産〕

建物及び償却資産投資額　（B②×$\frac{1}{2}$）＋（B③×軽減係数（ｆ３）×$\frac{1}{2}$）＝　建物及び償却資産に係る課税標準額（ｆ４）

（B②）	（B③）	（ｆ３）	（ｆ４）
円	円		円

建物及び償却資産に係る課税標準額（ｆ４）　×地方税法に定める標準税率（ｆ２）　＝　建物及び償却資産に係る固定資産税（F②）

（ｆ４）	（ｆ２）	（F②）
円		円

（注）軽減係数ｆ３は、経済産業大臣が別に告示する値を用いるものとする。

固定資産税（F）（F①＋F②）	円